

一関地方有機農業実施計画

令和6年1月

一関地方有機農業推進協議会

目次

- 1 はじめに・・・P 1
- 2 事業実施市町村・・・P 1
- 3 有機農業の定義・・・P 1
- 4 有機農業の現状・・・P 2
- 5 5年後の令和10年度に目指す目標・・・P 2
- 6 有機農業の生産の取組及び目標の達成に向けた具体的内容・・・P 2
- 7 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組及び目標の達成に向けた具体的内容・・・P 3
- 8 取組の推進体制・・・P 4
- 9 資金計画・・・P 5
- 10 6及び7の実施に伴う本事業以外の関連事業の概要・・・P 6
- 11 その他・・・P 6

1 はじめに

本地方は、岩手県の南端に位置し、県内では比較的温暖な気候であり、大区画圃場整備地区での大規模稲作経営や中山間地域における野菜、花き、畜産等との複合経営など、自然条件及び地域特性を生かし、年間を通じて多彩な農産物が生産されている。

国では、令和3年5月に、持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに日本の耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%（約100万ha）に拡大することを掲げている。

本計画は、国の「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、本地方の豊かな自然環境を守り続け、持続可能なまちづくりの実現に向け、本地方の有機農業の取組方針や生産及び加工、流通、消費の拡大に資する事項を定めるものである。

2 事業実施市町村

一関市、平泉町

3 有機農業の定義

本計画における「有機農業」は、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に準拠するものとし、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業とする。（転換期間中の圃場における栽培も含む）

※有機農業の推進に関する法律第2条

この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

4 有機農業の現状

本地方においては、平成 20 年に、一関地方有機農業推進協議会を設立し、有機農業の取組の面的拡大を図ることを目的に活動しており、有機農業取組面積は 12.42ha となっている。

有機農業の推進にあたっては、雑草抑制、除草処理のほか地域内にある有機質資源の活用が課題となっており、取組者の増加、面積の拡大及び反収の向上などの目標に至っていない状況となっている。

5 5年後の令和 10 年度に目指す目標

- (1) 有機農業取組面積の拡大
12.42ha → 17ha
- (2) 有機農産物等の販売数量の拡大
26.7 t → 37 t
- (3) 学校給食への有機農産物活用回数の増加
年 2 回 → 年 5 回（最終的には通年供給を目指す）

6 有機農業の生産の取組及び目標の達成に向けた具体的内容

- (1) 有機農業に取り組む農業者の育成及び掘り起こし
 - ・有機農業を目指す新規就農者及び慣行農業から移行を希望する農業者に対し、有機農業先駆者及び関係機関と連携し、相談会の開催や情報提供を行うことにより、有機農業者の育成及び掘り起こしをする。（生産者 5 名の増加を目指す）
- (2) 生産技術講習会の開催
 - ・有機農業志向者を対象に、有機農業の生産技術講習会を開催し、生産技術や国、県等の支援措置等に関する情報を提供する。
- (3) 生産技術に関する情報の収集
 - ・省力化や低コスト化を図るため、情報収集を行い、会員と共有し、必要に応じて効果を検証する。
- (4) 省力化や低コスト化に向けた実演会の開催
 - ・農業者に省力化や低コスト化につながる技術を紹介するため、乗用の水田除草機による除草の実演会等を開催する。
- (5) 地域内にある有機質資源の活用
 - ・地域内にある有機質資源をペレット化し、肥効及び雑草抑制効果を検証する。

7 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組及び

目標の達成に向けた具体的内容

(1) 有機農産物の認知度の向上

- ・地元の有機農産物を取扱う店舗に、「(仮称) 一関地方有機農産物コーナー」の設置を依頼し、地元の消費者に向けてPRし、認知度の向上と消費の拡大を図る。
- ・販路拡大のため、オーガニックフェスタ及び商談会等に出店しPRを図る。

(2) 学校給食への有機農産物の導入拡大

- ・農業者、流通を担う地域の事業者及び学校給食センターの抱えるそれぞれの課題解決を図りながら、学校給食への地元で生産された有機農産物の導入拡大を推進する。(2回→5回)

(3) 消費者の理解促進

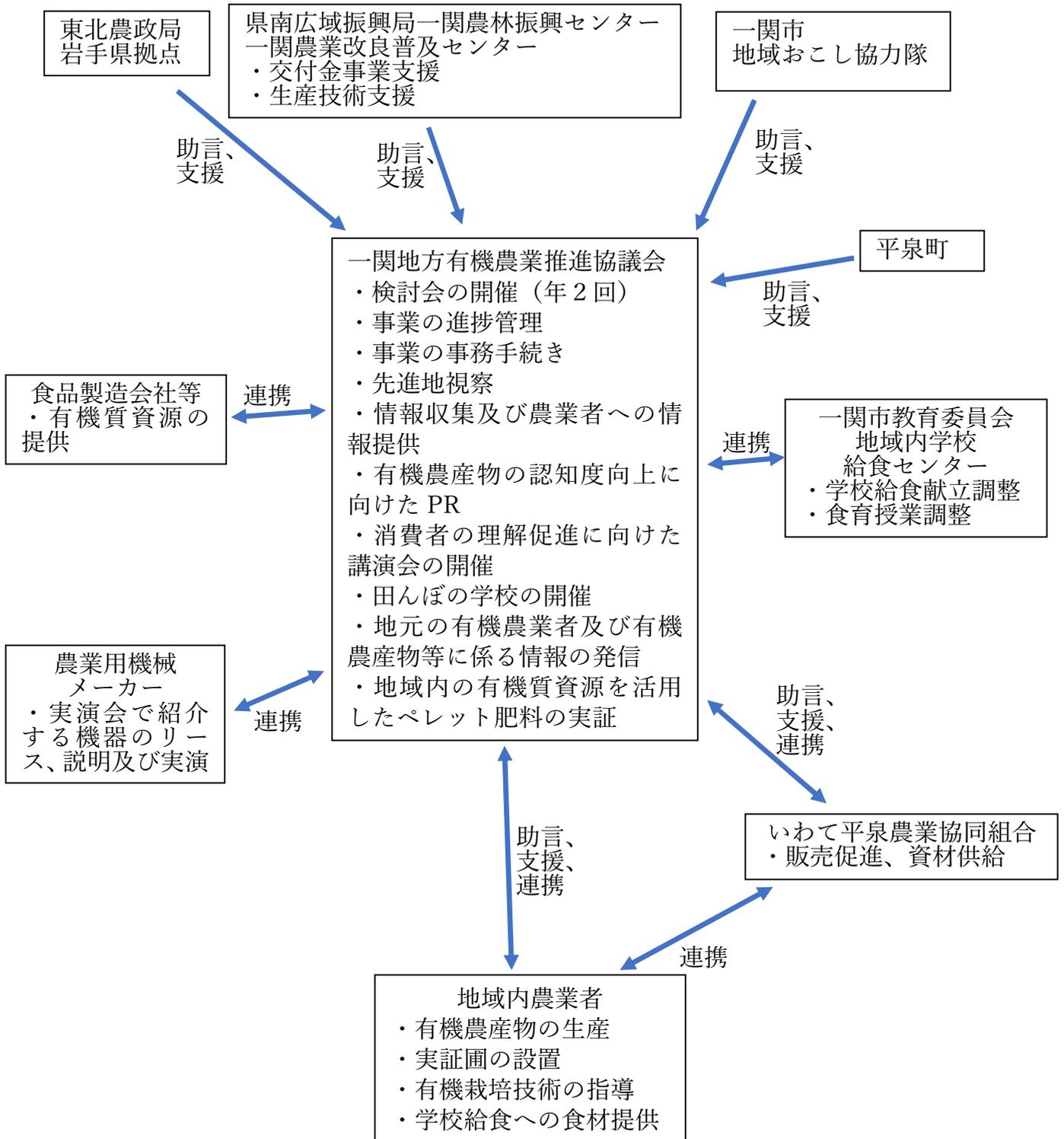
- ・市民の有機農業への理解促進を図るため、市民向けに有機農業についての講演会を開催する。
- ・子どもとその保護者への有機農業への理解促進を図るため、農作業体験ができる「田んぼの学校」を開催する。

(4) 有機農業者や有機農産物等取扱事業者の周知

- ・消費者や実需者に対し、地元の有機農業者や有機農産物を取扱う店舗の情報をSNSなどにより発信する。

<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>持続可能な食料システムは 持続可能な食料生産を促進する</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>化学肥料・化学農薬の使用削減による水質汚染防止等が人々の健康や福祉につながる</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>化学物質の水路への流出防止につながる</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>有機食品の購入が持続可能な食料生産への貢献につながる</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>適切な土壌管理が気候変動の抑制につながる</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>生態系の維持・生物多様性に貢献できる</p>

8 取組の推進体制



9 資金計画

財源内訳

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
合計	794千円	1,074千円	1,096千円	1,153千円	1,433千円
交付金	700千円	980千円	1,002千円	1,059千円	1,339千円
協議会負担分	94千円	94千円	94千円	94千円	94千円

支出内訳

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
合計	794千円	1,074千円	1,096千円	1,153千円	1,433千円
区分	1. 検討会の開催 7千円 2. 生産の取組 106千円 (内訳) ・生産技術講習会の講師謝礼等 106千円 3. 流通、加工、消費等 681千円 (内訳) ・農産物のPR促進 100千円 ・学校給食導入拡大 280千円 ・市民向け講演会 43千円 ・先進地視察 258千円	1. 検討会の開催 7千円 2. 生産の取組 106千円 (内訳) ・生産技術講習会の講師謝礼等 106千円 3. 流通、加工、消費等 961千円 (内訳) ・農産物のPR促進 100千円 ・学校給食導入拡大 560千円 ・市民向け講演会 43千円 ・先進地視察 258千円	1. 検討会の開催 7千円 2. 生産の取組 106千円 (内訳) ・生産技術講習会の講師謝礼等 106千円 3. 流通、加工、消費等 983千円 (内訳) ・農産物のPR促進 100千円 ・学校給食導入拡大 840千円 ・市民向け講演会 43千円	1. 検討会の開催 7千円 2. 生産の取組 106千円 (内訳) ・生産技術講習会の講師謝礼等 106千円 3. 流通、加工、消費等 1,040千円 (内訳) ・農産物のPR促進 200千円 ・学校給食導入拡大 840千円	1. 検討会の開催 7千円 2. 生産の取組 106千円 (内訳) ・生産技術講習会の講師謝礼等 106千円 3. 流通、加工、消費等 1,320千円 (内訳) ・農産物のPR促進 200千円 ・学校給食導入拡大 1,120千円

10 6及び7の実施に伴う本事業以外の関連事業の概要

- ・環境保全型農業直接支払交付金事業
国・県・市町連携による環境保全型農業を実施する農業者等への支援。
- ・農地利用効率化等支援交付金事業
国が農業用機械の導入を支援。

11 その他（達成状況の評価、取組の周知等）

- (1) 有機農業取組面積の拡大及び販売数量の拡大の達成状況については、有機農業者に対する取組状況調査により面積を確認し、評価する。
- (2) 学校給食への有機農産物活用回数の増加については、学校給食への食材の供給実績等により確認する。
- (3) 周知については、一関市及び平泉町の公式ホームページ等を通して必要に応じて発信していく。